

第67回札幌大会要望事項処理報告

1 道条例による施策の実現について

(一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会)

「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」と「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」が平成30年4月1日に施行されたところですが、条例の趣旨が全道くまなく実現されるように大きな期待をもっております。

施策の推進に当たっては北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例の第13条（意思疎通手段の確保等）に必要な措置に関して規定しておりますが、現時点で想定される具体的な事例がありましたら明示していただきたいことと、施策の策定に当たっては当該障がい者団体の意見を広く聴いて反映させていただけるように要望いたします。

回答：北海道

障がいのある方もない方も共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現のためには、意思疎通支援者の養成・確保が重要であると考えております。

このため、手話通訳者・要約筆記者の養成研修の実施や点訳・朗読奉仕員指導者等養成、音声機能障がい者発声訓練・指導者養成などに取組んでいるほか、今年度からは、意思疎通支援者の養成研修等について、カリキュラムを見直す等、養成研修修了者の増に努めております。

また、今後の施策の推進に当たりましても、有識者や障がい当事者の方々が委員を努めていただいております北海道障がい者施策推進審議会（意思疎通支援部会）において、ご意見を伺いながら進めて参りたいと考えております。

参考○意思疎通支援条例抜粋

(北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取)

第11条 知事は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するに当たっては、北海道障がい者施策推進審議会条例（昭和46年北海道条例第20号）第2条の北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(意思疎通手段の確保等)

第13条 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保を図るため、障がい者又は障がい者でない者が意思疎通手段を習得するための取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が使いやすい環境の整備を図るため、公共施設、職場等において、使用可能な意思疎通手段の表示及び意思疎通支援者、機器等の配置の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通支援者の養成等の推進)

第15条 道は、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図るため、人材確保を目的とした意思疎通支援者の取組の周知、その養成又は技能の維持若しくは向上のための研修、その派遣に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 障がいサービスに係る人材の確保について

(胆振身体障害者福祉協会白老支部)

障がい者が住み慣れた地域社会で生活するためには、数多くの福祉サービスを活用することが必要です。近年のこの分野での人材不足は深刻で、特にホームヘルプサービスでの人手不足により、必要なサービスが受けられない状況があります。北海道におかれましても、人材の確保に向けた施策の推進をお願いいたします。

回答：北海道

○少子高齢化の進展や労働力不足が想定される本道において、介護人材の安定的確保と職場定着が極めて重要な課題であると認識しております。

○このため、道では、潜在有資格者等の介護事業所への派遣や離職防止等に取り組む事業所からの相談に対して助言を行うなど、即効性の高い取組を進めるほか、長期的視点に立ち、中高生などの若年層に対する福祉や介護の魅力等の普及啓発、主婦層や未就業者など多様な人材の参入促進に取り組むとともに、新任職員や指導的役割を担う中堅職員等を対象に技能向上やキャリア形成のための研修を行うなど、介護人材の確保と資質の向上に努めているところです。

○今年度においては、更なる人材確保に向け、既存事業を拡充し、テレビCMによる普及啓発や介護事業所管理者を対象にした腰痛予防等の健康管理セミナーなどにも取り組んでまいります。

3 共生型サービスの拡大とサービス負担金の軽減について

(胆振身体障害者福祉協会白老支部)

平成30年度介護保険制度・障害者支援制度の改正により、共生型サービスが双方に位置付けられ、65歳等の事情により介護保険利用対象となっても、なじみの事業所で継続してサービスを受けることが可能となりました。できるだけこの制度を活用できるように介護保険・障がい者サービス事業所が指定を受けるよう周知願います。

又、介護保険サービス利用は原則一割負担であり、多くの低所得利用者に配慮した負担金の軽減策を推進するよう北海道としての配慮をお願い致します。

回答：北海道

○共生型サービスについては、報酬改定に係る事業者向けの説明会や通知、ホームページへの掲載等により周知してきたところですが、今後もさまざまな機会を通じて周知してまいります。

○低所得利用者への負担金の軽減については、65歳になるまでに5年以上特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した類似する介護保険サービスの利用者負担が償還される、利用者負担軽減制度が本年4月から施行されたところです。

参考○対象となる方（次の条件をすべて満たす方）

- ① 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用すること。
- ② 利用者とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前の日の属する年度において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。）
- ③ 障害支援区分が2以上であったこと。
- ④ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

4 特定医療費（指定難病）受給者証と重度身体障害者医療費受給者証の取扱いについて

（胆振身体障害者福祉協会白老支部）

特定医療費（指定難病）受給者証による受診の際には自己負担上限額を支払い、自治体発行の重度身体障害者医療費受給者証（マル障）の認定を受けている場合は、手続きにより償還される仕組みとなっています。一人暮らし等の重度障がい者は、手続きに時間や手間がかかるため償還を受けられないケースがあります。該当者に制度の丁寧な説明や申請方法等の簡素化を要望致します。

回答：北海道

自治体発行の重度心身障がい者医療給付受給者証（マル障）の認定を受けている方については、平成30年8月診療分より医療機関における医療給付事業の請求方法が紙請求から併用レセプト請求に変更することから、特定医療費（指定難病）の自己負担上限額をマル障で助成してなお残る自己負担額を窓口で支払うため、手続きによる償還は不要となります。

ただし、平成30年7月診療分までは従来どおり、手続きによる償還となります。

第68回全道身体障害者福祉大会提出議題（要望事項）

- 1 重度心身障害児者が急病に陥った時、患者やその家族が安心してベストの医療が受けられるような医療機関のチームワークの確立について

（一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会）

数年前に、当会の会員（30歳位）がある病院に入院していて、一定期間を過ぎたので、退院しなければなりません。その後、容体が悪くなり、その病院では診てもらえず別な病院を紹介されて、そこに転院する時も車の中に人工呼吸器やサクションなどの設備がないまま転院先の病院に直行しました。

しかし、その当直の医師も本人の病気や病歴などもわからず、時間を要しているうちに容体が急変して死亡しました。ある病院から別の病院への連絡時も手間取ったと親御さんは言っていました。結局たらいまわしにされて、死んでしまったということです。

よって、重度心身障害児者が急病に陥った時、患者やその家族が安心してベストの医療が受けられるような医療機関のチームワークの確立をお願いしたい。

メモ

2 身体障害者手帳のカード化について

(一般社団法人北海道身体障害者福祉協会)

平成31年3月29日、厚生労働省は新年度(平成31年4月1日)より、これまでの療育手帳につづき、障害者の利便性の向上につながるのとこと、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳のカード化を認めました。

厚生労働省は「発行主体となる自治体は、カード化に向けた検討を積極的に行って欲しい」と呼びかけており、カード化は義務ではないものの個々の自治体が、当事者のニーズなどを踏まえて、どちらか選択できるようになるものです。

本人や家族が希望すれば、紙製の手帳をこれまで通り使い続けていくことも可能ですが、障害者手帳の交付を受けて数十年を経過して現在、高齢者や後期高齢者となり当時の顔写真では容易に本人と判別することが困難になる中で、紙製の手帳での再発行は可能ではあるものの北海道としてもカードでの再発行も早急に取り組んでいただきたく、新規や再発行のカード化を早急に対応していただきたく要望します。

また、北海道でも既にカード化への検討が行われているならば、実施時期はいつ頃からなのか大凡の目処を教えてください。

メ モ

3 高齢者・視覚障がい者用LED付音響装置について

(一般社団法人北海道身体障害者福祉協会)

日頃より視覚障害者の交通安全に特段のご高配をいただき感謝しております。

最近歩者分離式の信号機システムが多く個所に設置されていますが、そうであることを知らない視覚障害者は車が発信する音を頼りに歩きだすため、歩行者用信号機が赤の時に車道に飛び出す危険性が多々あります。

特に下記交差点は札幌市の中心部や北海道行政の中心箇所でもあり、早急に「高齢者・視覚障がい者用LED付音響装置」の設置をしていただき、痛ましい交通事故を未然に防ぐことを要望します。

- 1) 札幌市中央区北2条西6丁目・7丁目交差点（北海道警察署前の交差点）
- 2) 札幌市中央区大通西3丁目大通ビッセと大通西4ビル間の交差点
- 3) 札幌市中央区大通西4丁目（明治安田生命札幌大通ビルと道銀ビルとの間の交差点）

メ モ